

様式第1号（第3条関係）

足立区特別職議員報酬等審議会 会議概要

| | | | |
|---------|-------------------------------------|--|---------------------|
| 会 議 名 | 令和7年第1回 足立区特別職議員報酬等審議会 | | |
| 事 務 局 | 総務部 総務課 | | |
| 開催年月日 | 令和7年12月15日（月） | | |
| 開催時間 | 午後2時00分 ～ 午後3時15分 | | |
| 開催場所 | 足立区役所 南館8階 庁議室 | | |
| | 【委員】 | | |
| | 峯岸 茂隆 会長 | 氏家 宏海 会長職務代理 | 片野 和恵 委員 |
| | 北野 元一 委員 | 鈴木 欽哉 委員 | 瀬田 章弘 委員 |
| | 堀口 宗弘 委員 | 宮脇 幹太 委員 | |
| | 【オブザーバー】 | | |
| | 湯淺 塾道 オブザーバー | | |
| | 【事務局】 | | |
| | 総務部長 松野 美幸 | 総務課長 松本 一真 | 人事課長 安部 嘉昭 |
| | 区議会事務局次長 眞鍋 亜砂美 | 教育指導部長 田巻 正義 | 選挙管理委員会事務局長 依田 保 |
| | 監査事務局長 鳥山 高章 | 産業経済部長 石鍋 敏夫 | その他各部・局の 事務担当者 |
| 欠 席 者 | 川下 政信 委員 | 佐鳥 文夫 委員 | |
| 会 議 次 第 | 1 審議会開会 2 区長挨拶 3 会長挨拶 4 諮問 | 5 資料説明 6 審議（検討・協議） 7 まとめ 8 閉会 | |
| 資 料 | 1 次第 2 議案書 | 3 別添資料 4 答申 | |
| そ の 他 | | | |

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

（総務部長）

これより、令和7年第1回足立区特別職議員報酬等審議会を開催いたします。

本日は、会長を含め、10名中8名の方のご出席をいただいているところでございます。本審議会条例第7条の規定により、定足数は過半数の出席となっております。今回の審議会が定足数に達していることをまずご報告申し上げます。

それでは初めに、近藤区長より挨拶がございます。区長、お願いいたします。

（区長）

高い席から恐縮でございます。

今週末週とあと2週間となりました。年末何かとお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回は、足立区の行政委員等の報酬をご審議いただくという新たな内容がございますけれども、これは今までの行政委員の方々の報酬というものが、区長の報酬と連動になっておりました。

私の政治信条といたしまして、今まで下げることは、全体職員が下げる時は下げてくださいましたけれども、上げる時は上げないということ、それは私の個人的な政治判断でございますけれども、それ以外の行政委員の方々は、それとはまた別に、それぞれのお仕事にあつて、皆様方に判断していただくべきだろうと。大変申し訳ありません。遅まきながら、そういうことになりましたので、今回から新たに、そして皆様方の報酬についてご審議いただくことになりました。

ということで、改めて、そういったところにも詳しい、オブザーバーとして湯浅先生をお迎えいたしまして、皆様方のご質問

にお答えいただけるということでございます。先生どうぞよろしくお願いいたします。

お手間をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

（総務部長）

続きまして、峯岸会長よりご挨拶をお願いいたします。

（会長）

着座にて失礼いたします。

それでは、令和7年第1回の報酬審議会開催にあたりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

本審議会は、区議会議員及び行政委員の報酬、区長等給料などを決定するにあつての重要な意見を申し上げる役目を持っていると考えております。

区民の代表としての自覚と責任を持って、公正かつ客観的な立場での意見をいただきたいと思っております。審議につきましては、皆様のご協力をお願いいたします。簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

（総務部長）

会長ありがとうございます。それでは次に、委員の皆様をご紹介させていただきます。

最初に峯岸会長です。

氏家会長職務代理です。

片野委員です。

北野委員です。

鈴木委員です。

瀬田委員です。

堀口委員です。

宮脇委員です。

なお、川下委員と佐鳥委員は、本日はご都合によりご欠席ということでございます。

また、今回の審議会より、審議対象に行政委員が新たに追加されたことから、行政委員に関する有識者をお招きいたしました。湯浅塾道様です。

昨年度までの審議対象は、区議会議員、区長、副区長、教育委員会教育長、常勤の監査委員でしたが、教育委員会委員、選挙管理委員会委員長、選挙管理委員会委員、選挙管理委員会補充員、非常勤の監査委員、農業委員会会長、農業委員会委員の行政委員について、客観的な意見を取り入れた報酬額決定を行うために条例を改正し、令和7年8月1日より、審議対象といたしました。

今年度は、行政委員を審議対象とした初めての報酬審議会となります。

そのため、本日、行政委員に知見の深い、明治大学専門職大学院ガバナンス研究科教授湯浅様に、オブザーバーとしてご参加いただいております。

湯浅様は、官公庁や自治体での審議会委員等を多く務められております。湯浅様は、報酬審議会委員と異なり、審議自体には加わりませんが、報酬審議会委員からの行政委員に関する質疑に対し、有識者としてお答えいただけます。

区の職員も参加するため、具体的な業務の内容に関する質疑につきましては、区の職員がお答えいたします。湯浅様には、執行機関と行政委員会の役割や組織の違い等、有識者としての見地からご意見を賜りたいと考えております。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

総務課長の松本です。

人事課長の安部です。

区議会事務局次長の眞鍋です。

教育指導部長の田巻です。

選挙管理委員会事務局長の依田です。

監査事務局長の鳥山です。

産業経済部長の石鍋です。

また、事務担当の職員も同席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本審議会の公開、非公開についてお諮りしたいと思っております。

足立区審議会等の設置及び運営に関する指針におきまして、個人に関する情報等、公にすることが不適當なものを除き、審議会の会議を公開するものとされております。その他、審議会において、公にするべきではないと認められる情報があれば、審議会の決定により非公開とすることができると定めております。

非公開とすべき事項があるとお考えの委員の方がいらっしゃいましたら、ご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

【意見なし】

特にご意見がないようですので、本審議会には公開とさせていただきたいと思っております。

【傍聴人入場】

本日は傍聴希望の方がいらっしゃいますので、今、もう既にお入りいただいているところでございます。

なお、会議録作成のため、会議内容を録音させていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。会議録も併せて公開とする予定です。

また、記録用で写真を撮影させていただきますので、ご了承いただければと思っております。

続きまして、区長から会長に諮問文をお渡しいたします。区長、会長、よろしくお願いいたします。

(区長)

諮問。1、議員報酬等の額の改定について。令和7年12月15日、足立区特別職議員報酬等審議会会長様、足立区長、近藤やよい。

どうぞよろしくお願いいいたします。

(総務部長)

ありがとうございました。

大変恐縮でございますが、区長はここで退席させていただきます。

【区長退席】

では、これより審議に入りたいと存じます。なお、委員の皆様が発言される際には、お手元のマイクスイッチを押していただきまして、お名前を名乗ってからご発言をお願いしたいと思います。

ここからは、峯岸会長に議事進行をお願いいたします。峯岸会長、お願いいたします。

(会長)

はい、承知いたしました。

ではまず、本日の議事の進め方について事務局よりお願いいたします。

(総務部長)

2月に開催予定の第1回足立区議会定例会に関連条例の改正を提案したため、日程の関係上、本日ご意見を取りまとめたいただきたく、お願い申し上げます。

また、今回は、多くの改正案を提案させていただいております。

慎重にご審議の上、ご決定いただければと存じます。どうぞよろしくお願いいいたします。

(会長)

ただいまお話がありました通り、本日の審議で結論を出すこととなりますので、このことを踏まえて、委員の皆様から、ご意見を頂戴したいと思います。

また、改正案が多いとのことですので、審議にあたっては、各委員からのご意見をいただいた後、その都度、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

【異議なしという声あり】

よろしいですか。それでは、ただいまより審議に入ります。

まず最初に、配布資料について事務局に説明を求めます。

また、事務局で参考意見や考え方がありましたら、併せて説明してください。

事務局の方、お願いいたします。

(総務課長)

今回、お話がありました通り、今までの区議会議員の報酬等に加えまして、行政委員の方々の報酬についても、今回、審議の対象となっております。

まずはこちらの新しい行政委員の部分の要素につきまして、本日オブザーバーでお越しいただいております、湯淺教授の方から行政委員についてのご説明を賜ればと思います。よろしくお願いいいたします。

(オブザーバー)

それでは、行政委員とは何かということにつきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

行政委員という制度でございますけれども、これは地方公共団体、自治体におきまして、長、知事、あるいは市区町村長、足立区の場合は区長になると思いますが、区長から独立をした、地位と権限を有しまして、法律に基づいて設置される委員会或いは委員の構成員のことを指すとされております。

長から、区長から独立した地位と、権限を有する委員を設けることによりまして、長に対する権力の過度の集中の防止をいた

しまして、行政の中立的な運営、そして民主化を確保することを目指している制度でございます。

委員会毎の違いは、細かい点では若干違いがございますけれども、それぞれ職務権限に属する事務を管理執行するものとされておりまして。

足立区の場合は、教育委員会、選挙管理委員会、監査事務局、農業委員会が行政委員に該当することになっておりますが、その報酬につきましては、勤務日数に応じて支給する日額制、または、条例で特別の定めをした場合は、この限りではないといたしまして、月額制をとることもできるとされておりまして。これは地方自治法の定めでございます。

それぞれの行政委員の詳しい職務の内容については、この後、事務局の方からご説明があるかと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

(総務課長)

はい、では引き続き私の方から、本日の資料を中心にご説明させていただきます。

量も多くございますので、端的にポイントを絞ってご説明させていただきたいと思っております。

委員の皆様にも事前にお配りした資料と、タブレットにも本日の資料が載っておりますので、ご参考いただければと思っております。

まず1つ目です。表紙に、令和7年第1回、足立区特別職議員報酬等審議会の議案書と書いてある資料からになります。

議案につきましては、表紙に記載の1件でございます。

次に1ページ目でございますが、先ほど近藤区長から諮問がありましたが、第1号議案、表紙の方にもございますが、足立区

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、足立区行政委員会委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例、足立区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例、こちらの改正についての、今回諮問となっております。

では、議案書、続きまして2ページでございます。2ページは、別紙ということで、まず1番、諮問内容ですが、これは別添の資料の通りということで、説明をさせていただきます。

2番が特別区人事委員会勧告の概要ということで、こちらは別添資料で、少し後で触れますが、記載の公民較差が3.8%、月例給は、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給の引き上げ、特別給については、年間支給月数を0.05月の引き上げ、適用時期は令和7年4月1日となっております。

続きまして3ページ目からでございます。3ページ目からで、今回、改定案が大きく5つございます。

3ページがまず区議会議員について、以下4ページが行政委員の議員選出監査委員を除く行政委員、5ページ目が行政委員の議員選出監査委員、6ページ目が教育長、7ページ目が常勤の監査委員でございます。

こちら5種類となっております。

なお、この5種類あるという点から、本日の進め方については、会長と事前にご相談させていただいており、5つあることから今回審議を1つずつ区切りながら、計5回、審議を行っていただく予定としてございます。

そのため、今の3ページから7ページは、後の審議の際に、改めて1つずつご説明をさせていただきたいと思っております。

なお区長と副区長については、改定しない意向のため、諮問には含まれてございません。

では、議案書の続き8ページでございます。今後の予定でございます。

(1)が、区議会の議案提出は、8年2月19日の予定でございます。

(2)、(3)の改定時期は、本日のご審議、また区議会での議決等をいただけた場合によりますが、今回の改定案通りとなった場合として、一旦記載をさせていただいております。

議案書については、以上でございます。

では、次にもう1つの資料、令和7年第1回足立区特別職議員報酬等審議会の資料と書いてある資料をご覧くださいと思います。

1ページ目は、こちらの会の委員の皆様を記載させていただいております。

事前にお渡ししたのから少し役職名を入れさせていただいたり、右上に五十音順の注釈を入れさせていただいております。

2ページ目でございます。こちらが諮問の内容でございます。先ほど区長の方から説明させていただいておりましたが、事前にお配りしたのからの訂正がございまして、諮問の6行目でございますが、新しい方の諮問としては今日、タブレットに載せております。議員及び行政委員の報酬額、この後、前の資料ですと区長等と記載がございましたが、今回諮問させていただいているのは教育長と常勤監査委員ですので、委員及び行政委員の報酬額、教育長及び常勤の監査委員の給料額について検討する必要がありますと訂正をさせていただいております。

続いて3ページ目でございます。資料の

3ページ、今回の人事委員会勧告の概要でございます。

こちらの勧告については、制度について簡単に申し上げますと、公務員の労働基本権の制約の代償措置として、給与確保の機能を有するものでございます。

人事委員会は、そちらに則って、職員の給与水準について、民間との均衡をさせることを基本として勧告を行っております。

参考ですが、区の職員については、この勧告に基づいて、今月に給与条例が改正されて、月例給、特別給のアップをしております。

それから3ページ目に戻りまして、少しだけポイントになるところを触れさせていただきます。

3ページ目の上の四角は、先ほど公民較差等は申し上げましたので割愛いたしますが、四角が5個あるうちの下2つ、下から2つ目の職員の平均年間給与は約27万6,000円増。それから、管理職の給与月額の見直しというのが今回新たな制度として、導入されてございます。

それから3ページ目の下が、職員の給与に関する報告ということで、ローマ数字のIは、実態調査等の内容で記載の通りでございます。

それから次4ページ目に参ります。4ページ目の方も続きでの制度説明でございます。下半分からは、ローマ数字IIで公民較差に基づく給与改定が記載されております。

続いて、5ページ目でございます。5ページ目の方は、モデルによる試算ということで、今回、去年と違う特徴と思われる点として、ケース3、ケース4で、課長や部長といった管理職の方も、一番右側の差の方で、比較的増額の金額が大きかったと

いう点は、今回ございます。

それから下のローマ数字のⅢで、特別区における社会と公務の変化に応じた制度の整備ということで、これは管理職に関しても、制度の見直しで、管理職の重要度が増している状況に鑑みて、制度改正ということで、具体的には、1から記載の給料表の見直し等々が行われております。

2番では、一番下ですが、実施時期が令和8年の4月1日となっており、この点については、他の全体の給料の、遡及の実施時期の令和7年4月とは違っている点になります。

なお、令和8年4月の部分は、今回の審議会に諮らせていただいております、教育長と常勤の監査委員の方の改定案の時期に関連がありますので、後程その辺を詳しくご説明させていただきたいと思っております。

以下、6、7、8ページを飛ばさせていただいて、9ページでございます。9ページの方が報酬の試算額でございます。

この後9ページが議員の報酬、10ページ目が行政委員の報酬、次の11ページが区長等の報酬の表となっております。

続いて12ページからでございます。こちらについては、区議会議員及び行政委員の役割や業務内容について、昨年度のこちらの審議会でも、それぞれの方々の業務内容等について、いろいろご質問を頂戴いたしましたので、今回はできる限り詳しく、あらかじめ資料として、記載をさせていただいております。

こちら12ページからがそれぞれ議員と各行政委員の方について記載させていただいております、15ページまでこのような説明をつけさせていただいております。

それから16ページからになりますが、

ここからは活動日数など、より詳しく表した表ということで、会の日程や、後半の方は行政委員の方々のスケジュールなども載せさせていただいております。

行政委員の方々は26ページからになってございます。

駆け足で申しわけありません。

その次が33ページでございます。33ページが報酬審議会の過去の答申内容ということで、平成16年からの分を記載させていただいております。

特徴としては、平成16年度から25年度までは引き下げの勧告が続いており、バブル崩壊、リーマンショック等の影響ということで、減額が続いております。

その後は若干、上がったたり下がったりというところですが、令和4年度からは、引き上げとなっております。

次は34ページ目でございますが、34ページ以降は、当審議会の条例等を載せさせていただいております。

資料については以上でございます。

それから机の上に配布をさせていただきました、令和7年報酬等審議会の議案概要ということで、このA3の紙に全体像を載せさせていただいております。

それから、委員の方から事前にご質問いただきました教育委員と選挙管理委員についての、ご質問とそれに対する回答を載せさせていただいております。

こちらは少し詳しくご参考になると思いますが、配付させていただいております。

私からの説明は一旦以上でございます。

(会長)

それでは、冒頭、区長から、議員報酬等の額の改定についての意見をいただきたい旨の話がありましたので、ただいまの資料説明と、事務局の参考意見を踏まえまし

て、皆さんからの質問や活発なご意見をお願いしたいと思います。

今回は改定内容が多いため、区切りながら行いたいと思います。

はじめに区議会議員から行います。事務局は改めて内容を説明してください。

(総務課長)

では改めまして、先ほど私の説明の最初の方にありました、議案書の方の3ページをご覧ください。議案書の3ページが、3改定案で、(1)区議会議員でございます。

今回は、私の方から端的にポイントを説明させていただきます。

今回、区議会議員については、改定案(1)のAでございますが、報酬3.4%、期末手当0.05月の引き上げでございます。こちら引き上げた場合の金額は、こちら下の表の通りでございます。

例としては、一番上の議員が、現行報酬月額62万円のところ、改正後案の場合は報酬月額が64万1,000円となります。

表の下の※ですが、※の3番で、期末手当は、6月と12月に0.025月ずつの配分とする案となっております。

イですが、適用時期は令和7年4月1日でございます。

ウが改正案の考え方で、報酬は、職責の重い部長級の平均改定率3.4%、期末手当は0.05月でございました。

そちらと合わせる形の引き上げということを案として考えてございます。

時期は、人事委員会勧告と同じ令和7年4月1日の遡及適用でございます。

エの方は、参考に1人当たりの区内人口の割合を載せさせていただいておりまして、23区で3番目の人口の多さとなっております。

います。

なお、こちらの案につきましては、11月28日に開会されました、議会各派幹事長会にて、議員報酬改定について議会の各会派から次の意見が示されております。

幹事長会の会派の構成として40名になりますけれども、そのうち、合計28名については、人事委員会勧告の内容に沿った、報酬月額、期末手当の増及び遡及支給を行う、今回の改定案に賛成と意見を頂戴しております。

一方で、12名については、報酬月額、期末手当の増及び遡及支給のいずれにも反対であると。特にご意見として、とりわけ、遡及は絶対にやるべきではないと思ってるところ、また、議員の報酬がそもそも高過ぎるというご意見。また、区長、副区長は、今回も上げないという中で、議員を上げるべきではないといった意見を頂戴しております。

私の方からは以上でございます。

(会長)

はい。それでは、ご質問やご意見のある方は挙手をお願いします。いかがですか。はい、どうぞ。

(委員A)

遡及適用っていうところをちょっとご質問させてください。

適用の時期として令和7年4月1日というのは、人事委員会勧告に沿ったものっていうことなんですけど、確かに、何か制度を決める時にこれからこうしますよっていうのが普通にあたり前にきてですね、遡及適用するってことは、極端に言えば、5月にやめた人に対して、4月に遡って給料アップするっていうようなことになりかねないんで、民間だとあまりないんですけど、だから、そここのところの考え方、人事委員

会勧告の考え方っていうのをちょっとご説明いただきたいなと思ってます。

(総務課長)

はい、ご質問ありがとうございます。

それについては、議案書ではない方の資料の3ページ目、右肩に資料3とある、人事委員会勧告の概要をご覧くださいと思います。

ここは3ページのところの下の方で、勧告の報告の中でまず一番、職員給与等実態調査の内容であるとか、2番、民間給与実態調査の内容は、このあたり、実際その調査した時点の情報で、令和7年の4月であるということで、今回の改定の元になっている、そもそもの給料の状況というのが、民間の状況というのが、令和7年の4月であるという点から、その時点からしてもう格差があった、その時点から物価高騰等で、民間では一定の増が見られていたという点から、令和7年4月に遡っての適用が妥当ではないかということでこの案をまとめさせていただきました。

以上でございます。

(委員A)

今一度、実態調査っていうのが、令和7年の4月の結果しかないということですかね。今年度で言いますと。つまり、他の時期に何か調査したものっていうのは特にないと。

(総務課長)

はい、調査した情報としては、こちらの4月のものしかないと確認しております。

(委員A)

はい。わかりました。ありがとうございます。

(会長)

はい。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは採決に移ります。今回は、改定内容が多いため、挙手による採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。よろしいですか。

【異議なしという声あり】

はい、では異議なしという声がありましたので、それでは、これから区議会議員の採決を行います。区議会議員の改定案について、賛成の方の挙手を求めます。

【賛成6名、反対1名】

はい。賛成多数により、改定案の通りといたします。

続きまして、議員選出監査委員を除く行政委員に移ります。事務局は改めて内容を説明してください。

(総務課長)

資料の方は、また議案書の方にお戻りいただきまして、議案書の4ページをご覧くださいと思います。

4ページの方が、行政委員（議員選出監査委員を除く）でございまして、議員選出監査委員を除いた行政委員につきましては、(2)のAに記載の改定案、報酬3.4%の引き上げの改定案でございます。

該当になる方々が、図表に記載の方々でございまして。例として、教育委員会の委員としては、報酬月額が現行23万2,000円が、改定案の場合は23万9,900円となります。

こちら適用時期については、イのところですが、令和7年4月1日でございまして、考え方は、先ほどの議員と同じでございます。

ウの改正案の考え方としてですが、ここでは改めてですが、報酬は、まず同じく、職責の重い部長級の平均改定率3.4%増の引き上げと、あと時期については、勧告と同じ令和7年4月1日の遡及適用でござ

います。

私からの説明は以上でございます。

(会長)

それでは、議員選出監査委員を除く行政委員について、ご意見やご質問のある方は挙手をお願いいたします。はい、どうぞ。

(委員A)

選挙管理委員会の補充員の方が日額報酬5,000円から5,200円ということで、もし1日7時間働くとしたら、5,000円は安いかっていうのがちょっとあるんですけど、実態はどうなのか、その点をちょっと教えていただければいいかなと思ってます。

(選挙管理委員会事務局長)

選挙管理委員は、通常4人区議会で選出をしていただいて、4人の委員の方にご就任をいただいています。

選挙管理委員会を開催するには、3名以上の出席が必要となっております、その4名の方のうち2名の方が欠席するという際に、補充員の方に出いただくのですが、通常は補充員の方の出番というのはありませんという状況になっております。

また選挙管理委員会そのものについては、その会議によって時間が違いますが、1日拘束するというものではございませんので、ご了承いただければと思っております。

(委員A)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(会長)

他にはご意見がございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(委員B)

農業委員会の委員は、既に23区の中で

も高い報酬金額のようなんですが、これはやはり引き上げる必要があるんでしょうか。

(産業経済部長)

農業委員会の委員につきましては、23区で一番というお話がございました。確かに23区で一番ではあるんですけども、農業委員の定数自体が区によって違ったりとか、それから区の面積が違ってくる。

例えば農地をですね、パトロールに行ったりするんですけども、1人当たりの農地面積が違えば、それだけ手間がかかるってようなところがあったりしますので、今回の改定によって、変えていただければと思っております。

(会長)

ありがとうございます。はい、どうぞ。

(委員B)

今の提案ですと、区によって違うということでしたが、具体的に、足立区はどう違うかということをお話いただけますでしょうか。

(産業経済部長)

はい、例えばですね、農業委員会があるのは23区のうち7区あるわけですけども、例えばこの一番多いところの中では世田谷区で21人、農業委員さんがいます。

足立区は11人ということで、最も少ないところが10人というところなのですが、少ない方の部類に入ります。

例えば区的面積に対して、これを農業委員さんの数で割り返しますと、足立区は1人当たり4.84平方キロメートルになります。

これ7区のうち1位を、一番多い、一番広い面積を受け持つという形になります。

逆に農業委員さんが一番多い世田谷区は

21人ですが、1人で割り返すと、2.76平方キロメートルになるので、移動ですか、そういった負担ってというのは、多少、世田谷区に比べればあるかなと考えております。

(委員B)

今の件、詳細ありがとうございました。

もう1点ですけれども、区の面積と言いましたけど、農業委員会の方、農地面積と関係があるのかなと思いますが、そちらはいかがでしょうか。

(産業経済部長)

はい、農地面積のほうで割り返しますと、足立区は1人当たり3.39ヘクタールになります。これは、3番目に広い受持ち面積を持つという形になっております。

(総務課長)

もし私の方からよろしければ、湯淺教授、オブザーバーとして今の行政委員に関するご質問、農業委員の行政委員の視点から何かもしご意見等、追加でございましたら、お話いただけますでしょうか。

(オブザーバー)

はい。追加的に申し上げますと、農業委員会の委員は、以前は選挙制であった時期もございましたが、現在任命制になっております。農業委員の職務の中で、一番多いのはやはり、農地の転用等について審議をし、適切かどうかの評価等を審議するというところでございまして、それにあたっては、実際農地の利用状況、あるいは周辺状況等を十二分に視察、あるいはそれについての知識を、持っていただいた上で、審議をしていただく必要があります。今事務局から説明がありましたが、農業委員の全体の人数、あるいは1人当たりに、割り返した場合の農地の面積、あるいは区全体の面積という部分から、総合的に決定されてい

るものであると思います。以上でございます。

(総務課長)

ありがとうございます。

(委員B)

よろしいでしょうか。今回ですね、行政委員の検討が初めてということで、よろしければ他の教育委員など、それ以外の点もご説明いただきたいと思います。

(総務課長)

では先ほど話が出た教育委員であるとか、監査委員の識見選出の部分で、そういったところということでよろしいでしょうか。

(委員B)

はい。

(総務課長)

では、教育委員の方から、説明していただいてよろしいですか。

(教育指導部長)

はい。議案ではない方の資料という記載のある表紙の資料の12ページをお開きください。

教育委員会、こちらに書いてある地方自治法に基づく組織ということですが、教育行政の運営に関して、大きな計画を策定したりですとか、あとは、教科書を採択したりといった、議案を審議しております。

大体月に1回定例会を行って、これは公開で行っているもの、これ、議案の審議等を行うのと、事務局からの報告事項について意見交換していただいたりしております。

また、月に1回、非公開の協議会というものを開催しております。そこで、その議案に至る前の前情報のものを情報交換しながら、政策づくりをしていったりしてお

ります。なので、定例の会議としては月2回になるような状況です。

あわせてそれぞれの保護者代表であったり、校長経験者であったり、学識経験者が教育委員となって選出されておりますけれども、特に、校長経験者、あと保護者代表の委員については、毎月、学校訪問、頻繁に行っていたりしながら、それぞれの立場から、学校経営に対して助言をしていただいたりしております。

また、学識経験者につきましては、いろいろなデータ分析等でご協力いただいておりますけれども、昨年度、教育振興ビジョン第二期ということで改訂したんですが、その中で前計画期間の施策の効果をデータを用いて分析していただいて、計画づくりに生かしていただいた、そんな経緯もございます。

雑ぱくですが以上です。

(監査事務局長)

監査委員の役割等をご説明させていただきます。

資料、今見ていただいた資料の14ページ15ページに、監査委員につきまして記載がございます。

監査委員は公正で効率的な行財政運営が行われているかということで、4人、常勤も含めまして4人の委員が選任されてございます。

それぞれが独任制ということで、独立した形で、足立区の行財政がどうなのかというふうに見てまいります。

特に、経済性ですとか、効率性ですとか、その事業が効果的なのかなどをしっかりと、監査を通じて見ていただいている。そして必要があれば、ご提言をいただいたり、改善事項があれば、改善するように報告をいただいたりとか、そういった部分を

行っております。

特に4人のうちの識見の監査につきましては、今、区内の税理士の方が着任されていらっしゃいます。

税理士ということで財務的な、特にそういった視点でしっかりと足立区の行財政運営がどうなのかというのを見ていただいているというのが現状でございます。

雑ぱくではございますが、以上でございます。

(会長)

他にご意見、ご質問はありませんか。

(委員C)

すみません、よろしいでしょうか。

行政委員だけに限った話ではないんですけど、23区内の年収順位っていうのをお伝えいただいておりますけれども、これはその、こういった報酬を決める際の何らかの、そのなんて言うんでしょうか。足立区として23区内の順位、そして、引き上げ判断されるとか、そういったものに使われている資料なんでしょうか。

(総務課長)

はい、おっしゃられたとおり、23区の中でどうかということの比較は、これに限らず様々なところで、行って判断させていただいております。

その一環として事務局同士で情報交換しながら整理して、今回出させていただいているものでございます。

(会長)

他にはいかがでしょうか。それでは、議員選出監査委員を除く行政委員の採決を行います。議員選出監査委員を除く行政委員の改定案について賛成の方の挙手を求めます。

【賛成7名】

(会長)

はい、ありがとうございました。賛成多数により、改正案のとおりといたします。

続いて、議員選出監査委員に移ります。事務局は改めて説明をしてください。

(総務課長)

資料の方は、議案書の方の5ページをお開きください。(3)行政委員、議員選出監査委員でございます。

ア、改定案ですが、報酬15.5%の引き上げでございます。表の方で申しますと、監査委員、現行では月額13万7,000円が、改正案では15万8,200円となります。

適用時期としては、イに記載の令和7年4月1日でございます。

こちらは、ウの方の改正の考え方でございますが、この15.5%という、パーセンテージとしては大きな引き上げになりますけれども、理由としては大きく2つでございます。

まず1つ目が、(ア)に記載で業務量の部分でございますが、当区は自治体の中でも毎年度、すべての課に対しての監査を実施しています。監査委員は、他自治体と比較しても出席人数が多くございます。下の表に23区比較的なものがこちらでもございますが、出席日数は23区でも2位であるということと、日数をご覧いただくと、95日ということで、他の区と比べても単純に順位だけでなく、日数の多さもご覧いただけたらと思います。

上のウの(ア)に戻りまして、3行目からですが、監査委員は、先ほどの説明ありました独任制の機関であるという点とあわせて、合議によって意思決定をしているという点。そして、前段の条件となる監査においても、その内容は、識見の監査委員と大きく変わらない部分がございます。

今回、そういったところも含めて引き上げの検討をしてきたところ、その後、記載しておりますが、以前よりこちらの監査委員の報酬額が引き上げをされてこなかった部分がございますので、こういった業務量に対して、金額の方が差が生じてる部分もありまして検討しました。

その結果が、(イ)でございまして、報酬額は、まず、23区の平均月額が、現在の平均月額で15万8,159円ということで、これが今のうちの13万7,000円は大きく下回っているという点。

それで、他の行政委員では、先ほどご決定いただきました3.4%の他の委員の改定率を適用してもなお、差が大きい点から、この今の23区平均額をわずかに上回る程度の、この15.5%増というのが、今回、引き上げたいという案でございます。

ということで23区平均額が15万8,159円で、一番上の表を見ていただくと、改定案は、15万8,200円ということで、この平均を本当にわずかに上回る程度の改定を、まずさせていただければというところで、今回の15.5%増でございます。

適用時期は他と同じく、令和7年4月1日の遡及でございます。

事務局からは以上でございます。

(会長)

はい、ご質問或いはご意見のある方は挙手をお願いいたします。

(委員A)

すいません。私、民間で長いこと監査やってきたものですから、いろんな状況は把握してるつもりなんですけど、監査委員の場合、属人的なところがあるかどうかですね。この出席日数、足立が2位で95日と

というのは、毎年制度的にその日数になっているのか。いや、たまたまその委員の方が熱心で、非常によくやられたのか。

そのあたり、状況をちょっとご説明いただきたいと思います。

(監査事務局長)

はい、今のご質問でございますが、先ほどご説明申し上げました通り、毎年全ての課の監査を行ってございます。その関係で、数はほぼ変わりません。

変わるとすると、住民監査請求というのが提示される場合もございます。昨年で申し上げますと、6件提出されています。

そういったものが加わりますので、90日前後の日数を1年間で出席されてる、そんな状況でございます。

(委員A)

わかりました。ありがとうございます。

今後、急に減るってことはないっていうことでよろしいですね。

(監査事務局長)

はい。

(委員A)

ありがとうございます。

(会長)

他にご意見。はいどうぞ。

(委員B)

今回大きく15.5%増ということですが、これまで引き上げをしてこなかったからこのような乖離があったということですが、引き上げをしてこなかったという理由と、あと現在22位中20位という事ですが、改正によってどのくらいになる、何位くらいなるのかと、いうところをお聞かせいただきたいのと、あと3点目として、23区内の順位っていうことを先ほども、基準にするかどうかってお話がありました。そのあたり、状況をちょっとご説明いただきたいと思

区民の年収とか、そういったところとのバランスっていうものをご検討されるのか、されないのか、そういう連動についてお聞きしたいです。

(総務課長)

まず1点目のところが、これまで上がってこなかった部分のところでございますが、先ほど冒頭、区長がおっしゃられておりましたが、今までこの行政委員の方々の報酬は、議員選出に限らず、行政委員全体的に区長の給料と連動するという形になった、作りでございました。

その点、この17~18年ぐらい、資料の方にも過去の状況がございましたが、その間は引き下げはあったんですけども、引き上げはなかった点から、他区の方との乖離が徐々に広がってきたものと思っております。それで特にこの議員選出の監査委員については、その差の開きも大きかった部分があるというのが、まずこれまでの部分の話でございます。

2点目の質問の何位くらいという点については、こちら今回の改定後の案となりますと、今、23区、こちらの5ページに記載の23区平均月額が、今の平均月額をわずかに上回る程度ですので、一旦それで、他は改定しなかったものと比べて真ん中ぐらいになると思います。

ただ、この時期に他の区も改定の動きがあると思いますので、おそらくは可能性として真ん中やや下ぐらいの順位かと思われ

(監査事務局長)

具体的にちょっと申し上げますと、今の報酬13万7,000円でございますと、23区中20番目の順位でございます。

これが15万8,200円に上がりますと、8番目ぐらいになります。

ただ、これ昨年度の報酬と比較してございますので、どの自治体も報酬の引き上げているのが見られますので、おそらくになりますけれども、今、総務課長が申し上げました通り、最終的には大体真ん中ぐらいに落ち着くのかなというふうに想定はしてございます。

(総務課長)

それから3つ目が、それ以外の民間のところでございます。民間のものについては、昨年度もご質問をいただきましたが、23区での、一般の方々というか区民の年収は、前回の時もおそらく23区でも一番下の方に属すると思っております、他の民間のランキングで最近を拝見しても、やはり23区でも一番下の方になるものとは思っております。

あとはそういった事情、実情も、1つの情報であろうかとは思いますが、あとはそれぞれやはり職責という点も加味しまして、特にその業務量であるとか、活動日数とか、そういったようなところで、他区との状況と比べてもどうかという点も加味しながら、こういった改定案を考えさせていただいてるところでございます。

以上です。

(会長)

はい。他にはご意見、ご質問いかがでしょうか。それでは、議員選出監査委員の採決を行います。

議員選出監査委員の、改定案について、賛成の方の挙手を求めます。

【賛成7名】

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数により改定案の通りといたします。

続いて、教育長に移ります。事務局は改めて内容説明をお願いいたします。

(総務課長)

資料の方は、議案書の6ページでございます。(4)の教育長でございます。

アの改定案ですが、報酬3.2%の引き上げでございます。

表の方は、教育長の現行が給料月額74万5,800円に対して、改正案は月額76万9,700円となります。今回、月額改定案でございます。

イの方が適用時期でございますが、こちらが今までと違いまして、令和8年の4月1日での案でございます。

ウが改正案の考え方でございます。

(ア)ですが、教育長の給料の方が以前より引き上げがなされてこなかった部分がございます、徐々に部長との差が縮まってきたものでございます。

今回人事委員会勧告が大幅な改定、部長級を含めても結構な金額の増の改定も含めたものがあったということと、あとその次の改定及び制度改正ということで、これが冒頭の説明で申し上げました、管理職の制度の大きな変更ということで、令和8年4月からそれを適用するという部分がございますので、その辺りの両方の要素から、差がさらに縮まるということで、教育長給料を検討しまして、このような改定案にさせていただきました。

①番が、現在、令和7年4月1日現在で、部長の平均と比べて172万円の差があるということで、教育長は教育委員会においてその下に属する各部長を束ねるというような職責でもございますので、そういった点からも、この差の維持が妥当と考えたところと、②番の方が、今回、部長級の算出を人事課の方をお願いしたところ、47万円の増額が見込まれたという点で、①の維持という点も含めて、同程度の維持

ということでございます。

給料月額で3.2%が一番近く、その結果、46万4,930円の増が年間としての増でございます。

(イ)の方ですが、先ほど少し申しましたが、部長の方に、令和8年4月1日の制度改正が人勸によってありますので、適用時期も令和8年4月1日にさせていただきます。

事務局から説明は以上でございます。

(会長)

はい。それでは、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、教育長の採決を行います。教育長の改定案について、賛成の方の挙手を求めます。

【賛成7名】

(会長)

はい。ありがとうございます。賛成多数により、改定案の通りといたします。

最後に、常勤の監査委員に移ります。事務局は改めて説明をしてください。

(総務課長)

資料の方は、議案書の7ページ、(5)常勤の監査委員でございます。

こちらの方がアで、改定案が、報酬は16.1%の引き上げでございます。

表の方、現行給料月額61万7,900円が、改正案では71万7,400円でございます。

こちらもイの適用時期ですが、教育長と同じ令和8年4月の1日でございます。

こちらのウの改正案の考え方でございます。まず(ア)ですが、常勤の監査委員と部長との年収の比較の中で、以前から逆転現象、つまり、部長級の方が高いというような状況が生じてございました。

今回の人事委員会勧告で大幅な改正でその差がさらに拡大する点から、今回、この常勤の監査委員の給与については、16.1%の報酬の増ということで、案として出させていただきます。

監査については、先ほど別のところでありましたが、①番で、区の行財政運営が公正、合理的に効率的に行われているかの監査を務めるという点。

そして、特に当区といたしましては、近年、常勤の監査委員は、税のスペシャリストである国税庁の元局長級の職員の方を招聘させていただいております。

その時の給料について改めて金額を検討した際に、再任用制度を参考に、元局長級を現役の課長級と捉えまして、そちらの公開されてる国家公務員給与を見ますと、記載の年収算定額で計算すると、134万8,000円余でございました。

そちらがまず1つ、令和7年4月1日の給料でございます。

そこに加えて、②番ですが、今回の人勸で、部長の方の金額が、年間47万円の増額が見込まれることから、同程度の引き上げを実施するという点でございます。

(イ)で、令和8年4月1日にした理由は教育長と同じ、部長の改正がそこを含んでいる点、その増額が加味されている点があるからでございます。

こちらについては下の表でございますが、一番左で令和7年4月1日ですと、部長と常勤の監査委員との差が約77万円ございます。

そこに今の国家公務員の算定等々加えますと、一番右側の増減額ということで、今回、プラス19万3,500円程でございます。

今申し上げた2つの増額の要素から、表

の下でございますが、④と⑤の足し算から、この金額が妥当と考えてございます。

資料に記載のものは以上ですが、この大幅な引き上げということもございまして、特にですが、やはり常勤の監査委員は委員の中でも、唯一の常勤という点と、やはり各部の部長に対して部長監査など行う方でございますので、その点からして、部長にご指導、監査をいただくという点、その点と、この記載しました、特に監査委員として、元々の経歴、税のスペシャリストなどところも加味して、高い報酬額に感じられるかもしれませんが、きちんと区の監査をやっていただけの方に、将来も来ていただきたいという点も込めまして、この金額で出させていただきます。お聞きしております。

それによって、区の予算の執行であるとか、そういったものを見ていただければ、区全体としては、予算の適正執行、効率的な行政の運営ということでの金額面での貢献をいただけるんじゃないかと考えているところでございます。

事務局の方から以上でございます。

(会長)

はい、他にはご意見、ご質問はございませんか。よろしいですか。はいどうぞ。

(委員B)

常勤の方っていうのは、任期とか、ずっともう長くやられてる方なんですか。

(監査事務局長)

任期は4年になってございます。昨年の10月に就任されておりますので、1年ちょっと経ったところでございます。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員B)

将来も良き方に、というお話ありましたが、やはりこの金額面で魅力というもの

が必要のところになっているのでしょうか。現状として。

(監査事務局長)

金額というか、これまでも、この1年間、常勤監査委員として、かなり区に対していろいろご提言もいただいて、改善すべきこともご提言いただいて、区の方も改善してきてございます。

大きく変わってきていますので、逆に言えば、そういったことに対して、一定の報酬が必要ではないかなと感じております。

(委員B)

活動に見合った報酬というところには全く異議はございません。

ただ、一般職員に対する今回の人事院勧告等が、民間との競争で、より良い数字をとるところがございましたので、国税庁の元局長級職員の方もそのようなところが重要になってくるのかを、せっかくですからお伺いしたかったというところでございます。

(監査事務局長)

これまで国税局ということで、税をしっかりと、徴収ですとかを見てこられた方でございます。

そういった視点で足立区のお金の使い方っていうところに対してはかなり厳しい知見で見ていただいておりますので、我々としては非常にありがたいというか、また区とは違った視点で見ていただけるので、そういった意味では、非常に重要なポストに国税庁出身の方に就いていただいていると、そういった感想を持ってございます。

(会長)

はい、他にご意見、ご質問がなければ採決したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、常勤の監査委員の採決を行い

ます。常勤の監査委員の改正案について、賛成の方を、挙手を求めます。

【賛成7名】

(会長)

はい、ありがとうございました。賛成多数により、改定案の通りといたします。

それでは、本日のまとめに入りたいと思います。本日の審議内容のまとめにつきまして、事務局より説明をお願いします。

(総務課長)

ご審議ありがとうございました。

審議内容といたしまして、改めて議案書3ページから7ページを見ていただきながら、その点の要点をご説明させていただきます。

1点目、区議会議員につきましては、賛成多数により、改定案の通り、報酬については3.4%の引き上げ、期末手当は0.05月の引き上げでございます。

次に、2点目の行政委員の議員選出監査委員を除く部分につきましても、賛成多数により、改正案の通り、報酬3.4%の引き上げでございます。

適用時期は、先ほどの区議会議員とこちらの行政委員の方も同じ令和7年4月1日でございます。

続きまして3点目が、行政委員の議員選出監査委員につきましては、賛成多数により、報酬15.5%の引き上げで、こちらも、適用時期は令和7年4月1日でございます。

4点目、教育長につきましても、賛成多数により、改定は報酬3.2%の引き上げで、適用時期は令和8年4月1日でございます。

次が、5点目が、常勤の監査につきましても、賛成多数により、改定として、報酬16.1%の引き上げ、適用時期は令和8

年4月1日でございます。

以上を当審議会の答申内容としてまとめさせていただきますと思います。

よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。ただいまのまとめの内容につきまして、何かご意見はありませんか。よろしいですか。

それでは、事務局より説明した、本日の協議内容を当審議会の意見のまとめとさせていただきますと思います。

皆さんをお忙しい中お集まりいただきありがとうございますので、ただいまの協議内容を反映した答申の作成につきましては、これより、事務局と調整させていただき、後日、区長に報告させていただくことで、ご一任いただけますでしょうか。よろしいですか。

【異議なしという声あり】

はい。ありがとうございました。それでは、異議なしという声があり、それではさように決定いたします。

本日の意見をまとめた答申につきましては、後日事務局より送付いたします。

それではこれもちまして、足立区特別職議員報酬等審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上